



廃棄物管理責任者
向け

事業系ごみ (事業活動に伴うごみの出し方)

減量・資源化ガイド

業種ごとのごみの
排出状況

事業系ごみの区分
と処理方法

お問合せ先

ごみの減量・資源化
の進め方

古紙の分別と
資源化

食品ロスの削減と
生ごみの資源化

プラスチックの
削減

その他の品目の
資源化・処理方法

事業用大規模建築物
の所有者等の義務

事業者の責務

- 事業活動に伴って生じた廃棄物については、事業者自らの責任において適正に処理することが必要です。少量であっても家庭ごみとして市の収集に出すことはできません。
- 分別・資源化等を行うことによりその減量に努めることも必要です。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条、名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第4条)

ごみの減量、資源化の効果



コスト削減 ごみの減量は、ごみ処理コストの削減につながります。



社会的責任

環境問題への関心が高まっている今、ごみ減量に積極的に取り組むことは、企業の社会的責任を果たすことであり、企業イメージ向上につながります。



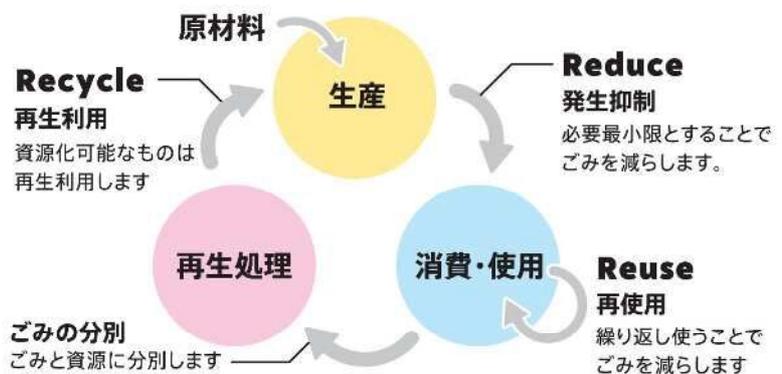
意識変革

ごみを出さないよう業務の見直しや合理化に取り組むことが、社員の意識啓発にもつながります。

まずはごみの減量、そして資源化。

3Rとは？

ごみの減量・資源化の基本は、3Rとごみの分別です。まずはできる限り使用量を抑え(**Reduce**)、どうしても必要なものは繰り返し使い(**Reuse**)、資源化可能なものは再生利用(**Recycle**)します。



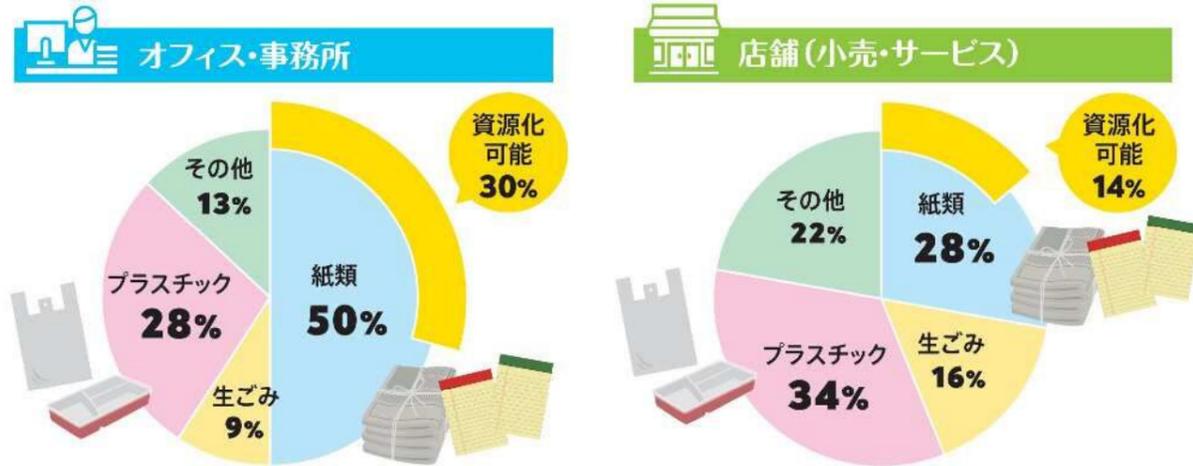
事業系ごみ・資源の分け方やごみの出し方の詳細・最新の情報については、市公式ウェブサイトでご確認ください。

名古屋市 事業系ごみ

検索

業種ごとのごみの排出状況

業種により、発生するごみの種類は大きく異なります。
発生するごみの特徴を把握して、ごみの減量・資源化に取り組みましょう。

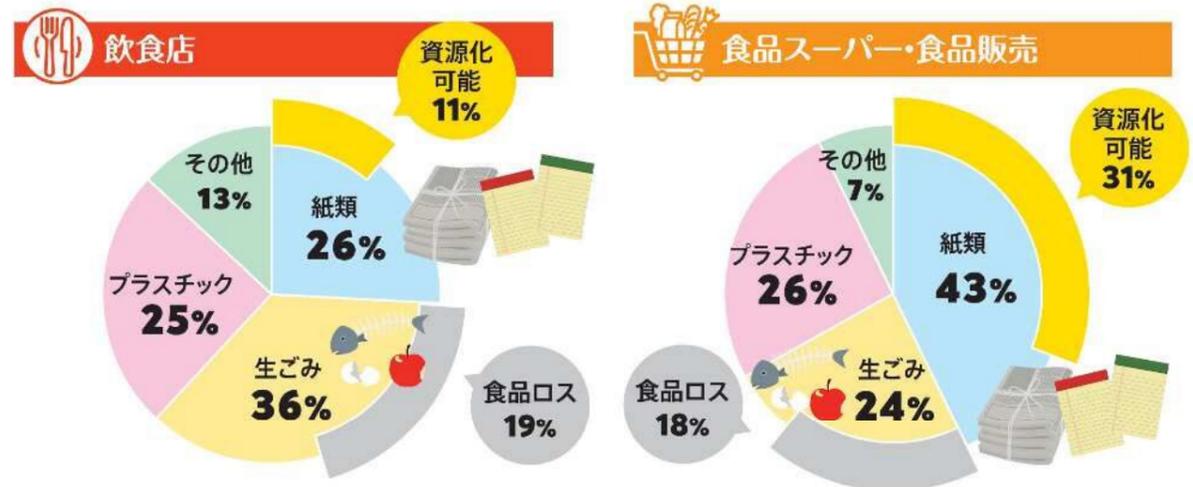


特徴

- 排出されたごみのうち、紙類とプラスチックの2つが大部分を占めています。
- 紙類について、資源化可能な紙類(特に雑がみ)が多くごみに混入しています。

対応策

- まずは紙類、プラスチックの使用量の削減に取り組みましょう。
- 紙類は適切に分別することで、資源化が進み、ごみを減らすことができます。
- プラスチックを廃棄するときは、ルールを守り、適正に排出しましょう。



特徴

- 排出されたごみのうち、紙類、生ごみ、プラスチックの3つが大部分を占めています。
- 生ごみの多くが食品ロスに由来するものです。
- 資源化可能な紙類が多く捨てられています。

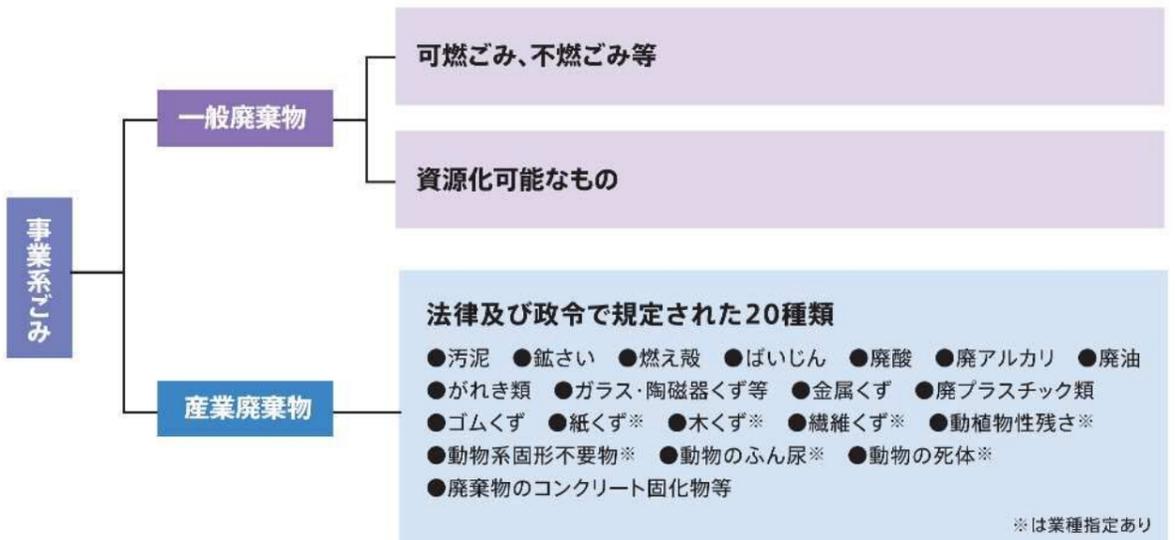
対応策

- 紙類とプラスチックの使用量の削減に取り組みましょう。
- 食品ロスの削減に取り組みましょう。
- 生ごみと紙類は、適切に分別することで資源化することができます。

※令和4年度名古屋市事業系ごみ組成分析から推計(産業廃棄物や資源化されたものは含まない)

事業系ごみの区分と処理方法

事業系ごみの区分



一般廃棄物の処理方法

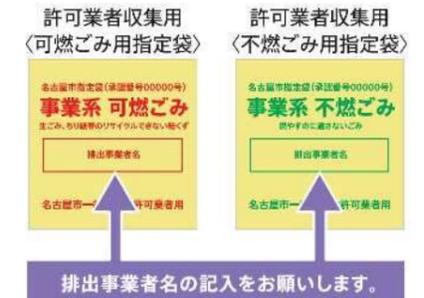
事業系一般廃棄物(可燃ごみ、不燃ごみ等)は、次の3つの方法により処理をすることができます。

1 一般廃棄物(可燃ごみ、不燃ごみ等)

1 許可業者に委託 ▶お問合せ先はp.4参照

名古屋市から一般廃棄物の収集運搬の許可を受けた民間業者と契約し、可燃ごみ、不燃ごみ、各種資源等に分別して排出します。許可業者に支払う収集・運搬・処分手数料の上限は、1kgあたり税込50円です(市処分手数料1kgあたり税込20円を含む)。収集については、各許可業者又は名古屋市一般廃棄物事業協同組合へご連絡ください。

※ビル管理者が排出事業者(テナント)のごみを一括して許可業者に依頼する場合も、各排出事業者と許可業者との契約書等による依頼確認は必要です。



2 市の処理施設へ自己搬入 ▶お問合せ先はp.4参照

排出者自らが本市の処理施設へ搬入します。可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみが搬入できます。市処分手数料1kgあたり税込20円がかかります。搬入には予めごみが発生した区の環境事業所で手続きが必要です。詳しくは各区の環境事業所へご連絡ください。

3 自家処理

自家処理施設の規模によっては、施設の設置許可や届出が必要になる場合があります。また、施設の種類によっては、関係法令で定める基準を満たす必要があります。

事業系ごみの区分と処理方法

資源化可能な紙類、空き缶、
空きびん、ペットボトル、
発泡スチロール、
スプレー缶類は、
市の処理施設への
搬入を禁止しています!

資源化の方法

資源化可能なもの

次のものについては、一般的に資源化が可能です。品目ごとに分別のうえ資源化してください。

- ①古紙(段ボール、OA用紙、雑がみなど)
- ②金属(空き缶、スプレー缶など)
- ③空きびん
- ④廃プラスチック(ペットボトル、発泡スチロールなど)
- ⑤生ごみ(食品廃棄物)
- ⑥せん定枝類

1 許可業者・資源回収業者に委託 ▶ 下段お問合せ先参照

引き取り価格や回収条件などについては個々の業者と相談してください。

※料金を支払って資源化を委託する場合、原則としてその資源回収業者には廃棄物処理業の許可が必要です(古紙類、金属、空きびん、古繊維の4品目を除く)。

2 自家処理

自家処理施設で処理

3 市の資源収集を利用(家庭並み少量に限る) ▶ 下段お問合せ先参照

現在、市が資源として収集している品目については、性状が家庭から出るものと同じで、かつ、1収集日につき、品目別の発生量が、45L(スプレー缶類は20L)の指定袋1袋まで(家庭並み少量)に限り、市の家庭からの資源収集に出すことができます(空きびん、空き缶、ペットボトル、プラスチック資源、紙製容器包装・雑がみ、スプレー缶類の区分)。収集曜日・場所については、発生する区の環境事業所にお尋ねください。

産業廃棄物の処理方法

自家処理又は産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。▶ 下段お問合せ先参照

お問合せ先

一般 廃棄物	公式ウェブサイト 一般廃棄物収集運搬業者の一覧 名古屋市許可業者 検索	古紙・ 機密書類	愛知県古紙協同組合 ☎052-533-2371 名古屋リサイクル協同組合 ☎052-582-3990 名古屋再生資源協同組合 ☎052-228-9371	せん定 枝類	名古屋港木材倉庫株式会社 ☎052-611-9700
	名古屋市一般廃棄物事業協同組合 ☎052-961-5383	生ごみ	中部有機リサイクル株式会社(飼料化) ☎052-725-9200	古繊維	愛知県古着リサイクル協同組合 ☎0587-93-2995
産業 廃棄物	(一社)愛知県産業資源循環協会 ☎052-332-0346			鉄くず	愛知県鉄屑加工処理協同組合 ☎052-586-3681
				びん	中部びん商連合会 ☎052-381-6201 東海硝子原料問屋組合 ☎0587-66-6451

各区の環境事業所一覧

千種環境事業所 ☎052-771-0424	東環境事業所 ☎052-723-5311	北環境事業所 ☎052-981-0421
西環境事業所 ☎052-522-4126	中村環境事業所 ☎052-481-5391	中環境事業所 ☎052-251-1735
昭和環境事業所 ☎052-871-0504	瑞穂環境事業所 ☎052-882-5300	熱田環境事業所 ☎052-671-2200
中川環境事業所 ☎052-361-7638	港環境事業所 ☎052-382-3575	南環境事業所 ☎052-614-6220
守山環境事業所 ☎052-798-3771	緑環境事業所 ☎052-891-0976	名東環境事業所 ☎052-773-3214
天白環境事業所 ☎052-833-4031		

お問合せ時間/午前8時～午後4時45分

ごみの減量・資源化の進め方

ごみの減量・資源化に向けた計画を作成し、実施までの手順を確認しましょう。

1 ごみ減量・資源化推進のための組織作り

- 各部署(テナント)から責任者を選任する
- 関係者の協力機関を設置する

2 ごみ処理状況の現状把握

- 廃棄物等の種類、発生量の把握
(「どのような廃棄物」が、「どのくらいの量」発生しているか)
- 現在の廃棄物の分別、処理体制の確認
- 資源化がどの程度行われているか(種類、資源化量を把握)

3 廃棄物の減量・資源化の計画、システム作成

- 発生を抑制する取り組み事項を策定
(例)紙の発生抑制のために、「両面印刷」「ミスコピーの裏面使用」を行う
- 資源化を実施する対象品目の選択 ▶ 詳細はP.4「資源化の方法」参照
- 廃棄物などの分別基準の決定
- 資源化目標の設定、減量効果の明確化
- 資源回収業者と相談、契約
- 手元分別、回収、保管、搬出などの役割分担の決定
- 再生品の利用(購入)の検討

4 施設の整備

- 廃棄物、再利用対象物の保管場所の整備
(例)区分けの表示をする、分別保管容器を設置する
- 各部署(テナント)やフロア毎に、計画に沿った古紙回収箱や分別回収箱を設置

5 社員・従業員への啓発、計画の周知

- 分別の種類、方法などをフロー図で表示
- 社員・従業員の役割(手元分別)を周知
- 具体的な行動手順を示す
- テナント会議や従業員研修会などの開催

6 計画実施の進行管理

- 各部署やテナント内での取り組み状況のチェック
- 各部署(テナント)、フロアでの分別状況点検
- 保管場所で適正に分別
- 定期的にごみ発生量、資源化量の実績を把握

7 見直し、改善

- 目標との違いの原因を分析する
- 目標に達していない部署やテナントに対して、結果を通知し改善を求める
- 必要に応じてテナント会議や従業員研修会などで状況を伝え、意識啓発に努めるとともに、さらなる徹底を図る

業種ごとのごみの
排出状況

事業系ごみの区分
と処理方法

お問合せ先

ごみの減量・資源化
の進め方

古紙の分別と
資源化

食品ロスの削減と
生ごみの資源化

プラスチックの
削減

その他の品目の
資源化・処理方法

事業用大規模建築物
の所有者等の義務

古紙の分別と資源化

古紙分別の基本は、「種類ごとに分けること」

古紙は種類によって再生利用される用途が異なるため、種類ごとに分けることが基本です。
(具体的な分別・排出方法は、収集業者にご相談ください。お問合せ先はP.4参照)

▶ 資源化できる紙

新聞・雑誌・段ボール・OA用紙(コピー用紙)等 新聞 雑誌 (パンフレット・カタログ) 段ボール OA用紙(コピー用紙) 紐でしばって 資源化	機密書類 ※シュレッダーを使用する場合 機密書類 シュレッダーに透明・半透明袋をセットすると... そのまま縛って出せます! 透明・半透明の袋に入れて 資源化	雑がみ ▶ 詳細はP.7参照 メモ用紙 紙箱 包装紙 チラシ・ポスター 透明・半透明の袋に入れて 資源化
---	---	--

雑がみが可燃ごみに混ざっているケースが多くみられます! 分別すればごみを減らすことができます。

資源化できる雑がみ

新聞・雑誌・段ボール・OA用紙・機密書類以外にも、以下のような紙が資源化できます。正しく知って、分別に取り組みましょう!

封筒 (プラ窓を外して)	はがき	名刺	ふせん (留め具を外して)
チラシ・ポスター	メモ用紙 (金具は取って)	カレンダー	紙製ファイル
紙箱 (紙以外の紐は外して)	紙袋	包装紙 (プラ等で表面加工された紙は×)	紙芯 (色の濃いものは×)
値札 (SALE)	割りばしの袋	パルプモールド	

具体的な分別・排出方法は、収集業者にご相談ください。ビルに入居されている場合は、そのビルのルールに従ってください。

▶ 資源化できない紙(禁忌品)

ティッシュ・食品や油で汚れた紙等	臭い付きの紙	防水加工された紙	複写用紙(カーボン紙)
マスク・簡易お手ふき(不織布)	洗剤・石鹸の箱	コーティング紙・ラミネート加工紙等	領収書
可燃 (事業系可燃ごみの指定袋に入れて) 可燃ごみ	紙コップ・紙皿	感熱紙	粘着物が付着した紙
	レシート	シール・圧着ハガキ	

古紙を排出する際に、製紙原料にならない禁忌品が混ざると、再生工程での機械トラブルや不良品の原因になります。(公益財団法人古紙再生促進センターウェブサイトより)

\\ 手元分別のススメ \\

- 簡易な分別ボックスを設置
- 分かりやすい表示をして、職場の皆様呼びかけ
- サイズのあったボックスにすると整理の手間が省けます

※雑がみが一度可燃ごみに混ざってしまうと、汚れが付着するため、後から分別しても資源化できません。手元での分別が大切です。



▶ 古紙の分別・資源化に取り組んでいます!

事例紹介1 ▶ なごや農業協同組合 猪高支店様

古紙分別の改善に、支店を挙げて取り組んでいる。「**パッと見てわかる分別**」を心がけているとのこと。分別ボックスのごみの区分を示す表示板の色を、ごみの指定袋と同色にすることで、職員が直感でごみを分別しやすくなった。

また、様々な種類のごみを、職員が間違いなく適切に分別するのは難しいもの。そこで、どの分別ボックスに捨てればよいか、感熱紙やコーティング紙などを列挙した分別リストを作成して掲示したり、分別がわかりにくいごみを分別ボックスに貼り付けるなどして、適切な分別を促している。

こうした取り組みも職員に定着しつつあり、支店長は、「持続可能な社会を実現するためには、一人ひとりの意識を少しずつ変えていかなければならない。ごみ分別は小さなことだが、その重要な一歩だと考えている。」と振り返った。



事例紹介2 ▶ 株式会社セントラルパーク様

セントラルパークは90近い店舗を抱える名古屋栄の地下街。1年ほど前から、古紙をはじめとする資源の分別に力を入れている。ごみのうち古紙など資源化されている割合を資源化率として「**見える化**」し、その目標を70%に定めて取り組むこととした。月ごとに資源化率を算出してごみの保管場所に掲示、店長会で共有した。

資源化のターゲットは「雑がみ」。ごみの中に資源化できそうな雑がみを見つけたら、店舗の従業員に声をかけるなど粘り強く取り組んだ。従業員の意識も徐々に変わり、イベントのPOPや梱包材、商品タグなど習慣的に可燃ごみに入れていたものが段々と資源化されていった。

こうした取り組みにより、資源化率70%を達成する月も出てきた。1年間で雑がみの資源化量も2倍となり、1割以上の大幅なごみ削減にもつながっている。



業種ごとのごみの排出状況
事業系ごみの区分と処理方法
お問合せ先
ごみの減量・資源化の進め方
古紙の分別と資源化
食品ロスの削減と生ごみの資源化
プラスチックの削減
その他の品目の資源化処理方法
事業用大規模建築物の所有者等の義務

食品ロスの削減と生ごみの資源化

1 食品ロスの削減

まだ食べられるのに捨てられる食品を「食品ロス」と言います。飲食店では、「作りすぎ」や「食べ残し」、食品販売店では「売れ残り」などにより食品ロスが発生しています。自らの事業活動で発生している食品ロスを把握し、削減に努めるとともに、消費者に対する周知活動にも取り組みましょう。

取り組み例

▶ 食品製造・卸売

- AIやデータを活用した需要予測に基づき製造する
- 製造ミスを削減する
- 技術改善による賞味期限の延長
- 配送時の汚破損を削減する

▶ 飲食店・宿泊施設

- 規格外や未利用の農水産物を活用する
- 必要量にカットされた食材を調達する
- 小盛メニュー、持ち帰りに対応する
- 食べきれない量の注文を案内する

▶ 食品小売

- AIやデータを活用した需要予測に基づき販売する
- 値引きシールやポイント付与など売り切る工夫をする
- 手前の商品から買う「てまえどり」を啓発する
- 食材の使い切りや食べきりを消費者に啓発する

PRステッカーを提供します!



名古屋市の「食べ残しゼロ協力店」に登録しませんか?!

- 食べ残しゼロに取り組む飲食店や宿泊施設等が対象です
 - 社会貢献活動のPRにつながります
 - 市専用ウェブサイトでご紹介します
- 制度概要や登録店の情報は、右の二次元コードからご確認ください。



2 生ごみの資源化

食べ残しや未利用食材なども分別すれば、飼料や堆肥等の大事な資源として再利用できます。食品ロスの削減に取り組んでも発生してしまう生ごみについては、資源化に取り組まましょう。

○ リサイクルできるもの



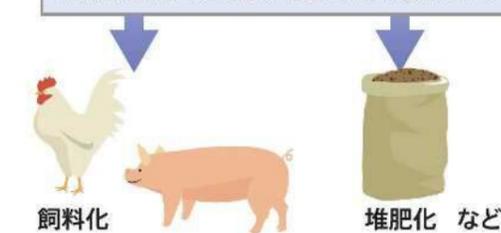
調理くず・野菜くず 魚のアラ 食べ残し等

× リサイクルできないもの



ナプキン 割りばし ストロー たばこの吸い殻等

資源化施設への搬入・生ごみ処理機の導入



飼料化 堆肥化 など

食品関連事業者の皆様には、食品リサイクル法に基づき、生ごみ資源化に取り組むことが求められています。



生ごみの資源化に関する相談 ▶ お問合せ先はP.4参照

生ごみ資源化施設への搬入は、事業系ごみの収集業者にお尋ねいただくか、市内の資源化施設へ直接お問い合わせください。

プラスチックの削減

廃棄されたプラスチックが焼却処分されることで多くのCO₂が発生します!

プラスチックは暮らしや事業活動を支える大事な素材である一方で、その大量使用・大量廃棄は海洋汚染、地球温暖化、資源枯渇などの問題につながっています。事業所で使用しているプラスチック製品について、削減できるものはないか、他素材への置き換えができないかなど一度見直してみましょう。

ご存じですか?

プラスチック資源循環促進法

事業者は、事業活動において使用するプラスチック使用製品について、積極的に排出抑制・再資源化等に取り組むことが求められています。

※消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品のうち、フォーク・スプーン等のカトラリーや、ヘアブラシ等のアメニティ(特定プラスチック使用製品)を提供する事業者は、使用の合理化や提供方法の工夫など、使用量の削減に取り組む必要があります。



まずは自身の事業所の状況を把握し、問題点がないか確認しましょう。そのうえで、事業所から排出されるプラスチックの削減に取り組んでみましょう!

まずは

ACTION 1

減らす

- ペンなどの事務用品で詰め替え式のものを活用する
- カトラリー、アメニティなど、使い捨てプラスチックの提供を見直す
- 製品・サービスに、プラスチック削減に配慮していることを表示する

どうしても必要なものは

ACTION 2

大切に つかう

- リユース品や長く繰り返し使える製品を活用する
- プラスチック製品を大切に使用する
- 一時的に利用できるレンタル用品やシェアリングサービスを活用する

ACTION 3

循環 させる

- 備品等の購入時に、リサイクルしやすいもの、再生素材を使用したものを選択する
- 再生素材を使用した製品を提供/活用する
- 廃棄するプラスチック類は分別して、リサイクル可能な業者に処理を依頼する

ACTION 4

置き 換える

- 備品等の購入時に、代替素材やバイオマスプラスチックを使用したものを選択する
- 製品に代替素材やバイオマスプラスチックを使用していることを表示する
- 製品・サービスの環境負荷削減の取組みをウェブサイト等で紹介する

(「名古屋市プラスチック削減指針」より)

●ごみとして廃棄するときは、適正に分別し、処理しましょう!

具体的な分別・排出方法については、収集を委託している許可業者や処理業者にご相談ください。

事業活動から出るプラスチック類は、産業廃棄物です。ただし、出るごみの性状や量が家庭並みである場合に限り事業系一般廃棄物の可燃ごみとして許可業者に処理委託することができます。

そのほか、名古屋市の資源収集を利用する方法があります。

▶ 事業系ごみの区分と処理方法、お問合せ先はP.3、4参照



業種ごとのごみの排出状況

事業系ごみの区分と処理方法

お問合せ先

ごみの減量・資源化の進め方

古紙の分別と資源化

食品ロスの削減と生ごみの資源化

プラスチックの削減

その他の品目の資源化・処理方法

事業用大規模建築物の所有者等の義務

その他の品目の資源化・処理方法

電池類



電池類は原則、産業廃棄物です。但し、次のように取り扱えるものもあります。

- ① 家庭から出されるものと同じ性状かつ家庭から出される程度の少量の場合に限り、次の電池類は、収集の委託をしている許可業者に依頼することができます。
 - ・アルカリ・マンガン電池→不燃ごみ
 - ・リチウム電池(非充電式)、加熱式・電子たばこ→発火性危険物
- ② 小型充電式電池(リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池)のうちスリーアローマーク が付いているもの(一社)JBRCによる処理も可能です。詳しくはホームページをご確認ください。



危険です!不燃ごみなどに混ぜないでください。火災の原因になります!



<https://www.jbrc.com/>

家電リサイクル法対象機器



家庭用として製造されたエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機が対象です。(業務用機器は対象外)

- ① 家電販売店へ依頼
家電を買い換える販売店か、その家電を買った販売店に回収を依頼してください。
- ② 自ら指定引取場所へ運ぶ
郵便局でリサイクル料金を支払った後、指定取引場所へ運んでください。
- ③ 産業廃棄物処理業者に処理を委託
ごみの収集を委託している許可業者や産業廃棄物処理業者にご相談ください。

パソコン



直接各メーカーにお尋ねください。
または、ごみの収集を委託している許可業者や産業廃棄物処理業者にご相談ください。

小型家電リサイクル法対象品目



- ① 認定事業者へ引渡す
- ② 産業廃棄物処理業者に処理を委託
ごみの収集を委託している許可業者や産業廃棄物処理業者にご相談ください。
※排出物の性状や量が家庭並みである場合に限り、市の小型家電回収ボックスに出すことができます。

大型ごみ



30cm角を超える大型ごみは、可燃ごみ・不燃ごみで出すことはできません。
ごみの収集を委託している許可業者や産業廃棄物処理業者にご相談ください。
(プラスチック・ゴム・金属・ガラス・陶磁器等は産業廃棄物になります。産業廃棄物として処理を依頼してください。)

せん定枝類



せん定枝・刈草・落葉等は、チップ化等により燃料や堆肥の原料として資源化することができます。
収集については、各許可業者又は名古屋市一般廃棄物事業協同組合にご相談ください。

▶ お問合せ先はP.4参照

事業用大規模建築物の所有者等の義務

名古屋市では、事業用大規模建築物の所有者及び多量排出事業者を対象に、廃棄物管理責任者の選任と廃棄物の減量計画書の作成を義務付けています。

事業用大規模建築物とは

- ① 事業の用途に供される部分の延べ面積が1,000㎡以上の建築物(学校教育法第1条に規定する学校の用途に供される建築物で延べ面積が8,000㎡未満のものを除く。)
- ② 一の建物(一の建物として、大規模小売店舗立地法施行令第1条で定めるものを含む。)であって、その建物内の小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。)を行うための店舗の用に供される床面積の合計が500㎡を超える店舗

●所有者の範囲

事業用大規模建築物の所有者は、その建築物に対し民法上の所有権を有する者のほか、賃貸等により事実上建物全部を占有している者、建築物に関し総合的な管理権限を委任されている者なども所有者とみなします。

多量排出事業者とは

事業用大規模建築物には該当しないものの、事業系一般廃棄物を年間36t又は月平均3t超を市の処理施設に搬入する事業者です。

廃棄物管理責任者とは

事業用大規模建築物の所有者及び多量排出事業者は、事業所から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する業務を担う中心的な担当者として「廃棄物管理責任者(又は多量廃棄物管理責任者)」を選任し、市長あて届出をしなければなりません。

詳細については、市公式ウェブサイトでご確認ください。

名古屋市 廃棄物管理責任者 検索

●廃棄物管理責任者の役割

部署やテナントの枠を超えて事業所全体の廃棄物の減量・資源化及び適正処理を実施するために中心的に企画・調整などを行います。

例えば

廃棄物の種類や量の把握、減量・資源化の体制整備、
従業員やテナントへの指導・啓発、減量・処理についての情報収集 など

※事業用大規模建築物に入居するテナント事業者なども、所有者や廃棄物管理責任者の定めた内容に従って、廃棄物の減量や適正処理に努める義務があります。

減量計画書とは

事業用大規模建築物の所有者及び多量排出事業者は、毎年5月31日までに廃棄物の減量に関する前年度の実績と当年度の減量計画をまとめた「事業系廃棄物減量計画書(又は多量廃棄物減量計画書)」を作成して、市長あて提出しなければなりません。

詳細については、市公式ウェブサイトでご確認ください。

名古屋市 減量計画書 検索

ごみの減量・資源化チェックリスト



事業所におけるごみの減量と資源化に向けた行動例を示してみました。
あなたの事業所の独自の取り組みを考えるきっかけにしてください。

① 紙類の減量

- 両面コピーの励行、使用済み用紙の裏紙利用などにより、紙の使用量を削減している
- 電子決裁、電子掲示板、会議資料の電子化などによるペーパーレス化を推進している
- 紙の使用量、コピー用紙購入枚数を把握・管理している
- パンフレットやチラシ、包装紙などの用紙に再生紙を使用している

② 古紙の分別と資源化 ▶P.6・7参照

- 新聞・雑誌・段ボール・OA用紙・雑がみ等を分別・資源化している
- 雑がみ用の分別ボックスを設置している
- 機密文書を資源化している

③ 事務用品・文具の リユースなど

- 事務用品の使用量、購入量を把握・在庫管理している
- 使用済み封筒・ファイル等の再利用をしている
- 個人のごみ箱を撤去して、共有のごみ箱を設置している
- 印刷用紙は再生紙を使用し、事務用品は再生品を使用している

④ 食品ロスの削減・ 生ごみの資源化 【食品関連事業者】 ▶P.8参照

- 食品ロスを出さない工夫をしている
- 「食べ残しゼロ協力店」への登録をしている【飲食店・宿泊施設】
- 食品くずなどを廃棄するまえに、水切りを徹底している
- 生ごみの資源化をしている(生ごみ資源化施設への搬入や生ごみ処理機の導入)

⑤ プラスチックの削減 ▶P.9参照

- プラスチック削減の取り組みをしている

⑥ 自社製品、販売品の 回収

- 使用済み自社製品の回収、リサイクルシステムを導入している
- 紙パック、食品トレイなどの店頭回収を実施している

⑦ 輸送時のごみの減量

- 通い箱・袋(運搬資材や梱包材の繰り返し使用)を導入している
- 梱包材の構造の改良、簡素化により梱包材使用量を削減している

⑧ その他ごみの減量、 資源化の取組

- 事業所内のごみの発生量と資源化量を概ね把握している
- 3Rによるごみ減量の意義、取り組みなどを従業員へ周知している
- テナントごとに「廃棄物担当者」という分別の監視役を設置している
- 使い捨て製品の提供を避けて、再利用できる素材のものを使用している
- せん定枝・落ち葉や廃食用油のリサイクルをしている

名古屋市環境局資源循環推進課

〒460-8508 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

T E L 052-972-2390(直通)

F A X 052-972-4133

E-mail a2297@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



ターゲット 12.5

2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用
及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。